入札監理小委員会
第７７０回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第７７０回入札監理小委員会議事次第

日　時：令和８年９月16日（水）15：11～15：51
場　所：永田町合同庁舎１階　　第１共用会議室

１.開会
２.実施要項（案）の審議
　○性能評価センター機械施設保全業務（国土交通省）
３.閉会

＜出席者＞

中川主査、石田副主査、大見副主査、岡本副主査、奥副主査
稲生専門委員、尾花専門委員

（性能評価センター機械施設保全業務）

国土交通省
航空局　航空ネットワーク部　空港技術課
平井課長
佐藤課長補佐
菅原専門官
拝根係長
交通管制部　管制技術課　性能評価センター
益田先任施設運用管理官
安達主幹施設運用管理官

（事務局）

小堀事務局長、谷口参事官、杉田企画官

○中川主査　それでは、ただいまから、第７７０回入札監理小委員会を開催いたします。

初めに、性能評価センター機械施設保全業務の実施要項（案）について、国土交通省航空局航空ネットワーク部空港技術課､平井課長から御説明をお願いいたしたいと思います。なお、御説明は１５分程度でお願いいたします。

○平井課長　かしこまりました。平井でございます。

本日は、性能評価センター機械施設保全業務に係る民間競争入札実施要項（案）について御説明を申し上げます。

本業務でございますけれども、性能評価センターに設置された機械設備ですとか電源設備の保全業務になります。これは、航空管制サービスの品質性能評価に必要な施設、設備を適切に維持管理することを目的として実施するものでございます。

本業務につきましては、過去は１者応札が継続していたことから、競争性の確保を図るために民間競争入札の対象事業として実施しました。

今回の実施要項（案）は、第１期事業の実施の結果でございますとか、事業者へのヒアリングの結果、また、前回の小委員会での御指摘を踏まえて、見直しを図ったものでございます。

主な見直しといたしましては、スライド条項に関する情報提供の充実、業務説明会の実施、あと設備更新等が生じた場合の契約上の取扱いの明確化などがございます。また、パブリックコメントを実施してございますけれども、７通、１２件の意見をいただきましたけれども、実施要項（案）の修正を必要とするものではなくて、原案のとおりというふうにしております。

本日は、これらの見直しにより、より競争性の確保が図られているかという観点から御審議をお願いしたいと思います。

詳細につきましては、担当のほうから説明をしたいと思います。

○拝根係長　では、こちらからは、航空局空港技術課、拝根から御説明させていただきます。

まず､繰り返しになるところもあるのですけれども､まず､資料Ａ－２の３ページです。本業務は、茨城県常陸太田市に所在する性能評価センターに設置された機械設備及び電源設備を常時良好な状態に保つように点検等保守を行って、機能維持を図る業務になっております。契約期間としては、令和９年４月１日から令和１２年３月３１日までの３年間としております。

続いて、本事業のこれまでの経緯について、少し前段として触れておきます。

本業務は、過去入札において１者応札が継続していたことで、競争性の確保が課題となっていたところです。このため、公共サービス改革基本方針に基づく民間競争入札の対象事業として選定され、より多くの事業者が参加しやすい環境の整備を進めているところです。

今回の実施要項（案）については、第１期事業、前回なのですけれども、そちらの実施状況や事業者ヒアリングの結果だとか、さらに前回、委員会でもいただいた御意見を踏まえまして、競争性向上の観点から見直しを行ったものになっております。

ここからは、前回、委員会でいただいた意見と、事業者ヒアリングへの対応というところをピックアップしてお話しさせていただきます。

資料Ａ－２の１６ページを御覧ください。第１期事業において入札に参加しなかった事業者にヒアリングを行ったところ、現地状況や設備の実態について、仕様書のみでは十分に把握しにくいとの意見がありました。このため、今回は、入札公告前に業務説明会を開催することを実施要項に記載し、実際の設備や業務環境を確認できる機会を設けることを周知する形としております。

次に、資料Ａ－２の９６ページになります。前回、委員会では、スライド条項による請負代金変更について、適用条件が分かりにくいとの御指摘をいただいておりました。このため、今回の実施要項では、参考として、工事請負契約におけるインフレスライド条項運用マニュアルの参照先を掲載させていただいております。また、本業務で、前年度等で実際に適用したインフレスライド条項の運用マニュアル暫定版については、希望する事業者に対して、閲覧または提供が可能であることとしております。なお、役務請負契約における、物価変動に関するガイドラインについては、令和８年度中に策定される予定と聞いております。

あわせて、資料Ａ－２の９３ページになります。第１期のほうで、契約におけるスライド条項の適用実績を記載しております。その記載から、実際の運用状況が分かるよう改善しております。

次に、契約期間中の設備更新等への対応になります。資料Ａ－２の２３ページになります。８．５．１１に、設備更新や法令改正等により業務内容または業務量に変更が生じた場合には、必要に応じて発注者と受注者が協議し、契約変更を行うことができることを実施要項内で明確化しております。

続きまして、ここからは意見以外で改善した内容になります。

１点目は、引継ぎ関係の記載のほう、資料Ａ－２の１０ページ、１１ページになります。そちらでは、現行事業者から新たな受注者への引継ぎを明確化するとともに、業務開始後の円滑な履行を確保するための準備期間についても記載しております。

続きまして、２点目になります。電子調達システムへの対応になります。資料Ａ－２の１８ページになるのですが、電子調達システムを活用した開札手続や再度入札の取扱い等について記載を充実させております。というところが実施要項の修正点になります。

続いて、パブリックコメントの結果について、お話ししておきます。

意見募集を実施しまして、その結果、７通、１２件の御意見をいただきました。その内容を確認検討の結果なのですが、実施要項（案）の修正を要するものはなく、原案どおりとしております。

ここは、委員会直前で９月１４日修正版というところで、再度資料をお送りしていたところなのですけれども、そのパブリックコメントの項目の７が、こちらが漏れておりましたので、追加修正させていただいております。申し訳ありませんでした。

修正事項としては以上になりまして、今回の実施要項（案）では、スライド条項に関する情報提供の充実であったり、業務説明会の実施、また、設備更新等への対応の明確化など、前回、委員会でいただいた御意見であったり、事業者のヒアリングの結果を踏まえた見直しを行っております。

今回の説明としては以上となります。御審議のほう、よろしくお願いします。

○中川主査　ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

稲生委員、お願いいたします。

○稲生専門委員　御説明ありがとうございました。これまでの審議の結果を踏まえて、いろいろ御対応、注記いただきまして、感謝申し上げます。

それで、確認だけでございますけれども、資料Ａ－２の９６／１１９ページのところに、先ほど何度か御紹介にあずかりました適用のガイドラインとして、インフレスライド条項のＵＲＬであるとか、あるいは説明会等の開催を含めて、内容について周知するという努力をなさっているということについては分かりました。

一方で、９６／１１９の注記事項を拝見いたしますと、結局、令和８年度においては、

役務提供契約でしたか、ちょっと私、違うところを見ているかもしれませんけれども、実際のガイドラインが令和８年度中に策定される予定というようなことも書いてありまして、そうすると結局、これから応募しようとする事業者さんは、完成版としてのインフレスライド条項に、結局実際に接することができないのではないのかなと思っているのですが、ここら辺はどのように考えればいいのでしょうか。私の思い違いかもしれませんので御説明いただければと思いますが、要は、これから決めるというものを、別の契約のひな形を見せられても、応募するほうからすれば困ってしまうのではないのかというふうに考えたので、御質問をさせていただく次第です。よろしくお願いいたします。

○拝根係長　御質問ありがとうございます。空港技術課、拝根から回答させていただきます。

この業務、役務業務といいまして、記載のとおり、役務のガイドラインについては、令和８年度中に策定というところであります。この策定途中というところで、去年実際にインフレスライドの変更というところを実施しております。その際には、暫定版という位置づけで、本業務の契約運用を整理するため、暫定版というものを制定しておりました。それで、変更等を実施しているわけであります。こちらのマニュアルというのは、暫定版というところもありまして、８月いっぱいに制定されると言っている役務全般の請負契約に適用されるものではないものですので、そういうタイミングもあって、この暫定版のマニュアルというところを確認すれば、実際どう変更するか、どういう流れでやるかというのは知ることができますので、注２に記載のとおり、暫定版については、希望があった場合に閲覧または提供することが可能ということで、させていただこうかなと考えております。

○稲生専門委員　そうすると、暫定版の方向で議論が進んでいるから、それを御希望があればお見せできますよという理解でよろしいのでしょうか。

○拝根係長　はい。

○稲生専門委員　あるいは、その暫定版の中身については、今回の事業の内容とはまたちょっと変わってくる可能性もあるのだというふうな理解なのか。やはり応募してくるほうからすると、実際にインフレがどんどん今進行していく中で、一体どういう形で実際に物価上昇があった場合に、国交省さんとしては対応してくださるのかというところが明確に分かるようにしておくというのが大事ではないかというふうに考えるので質問させていただいている次第なのですけれども、その点はどうなのでしょうか。つまり、暫定版の方向

で議論が進んでいる、だから暫定版を見れば、役務の対象は違うのかもしれないのだけれども、ほぼそれと同様な形でインフレスライドが実施されるから心配するなと、こんなような説明を国交省さんは、もし質問があれば、事業者に対して行っていくのかどうか、この点はいかがでございますか。

○平井課長　平井でございます。

今の御質問に関しましては、端的に申しますと、９３／１１９にございますが、実際にインフレスライドを適用させた実績を書かせていただいておりますけれども、これに関しましては、９６の注２にありますところの、この性能評価センター用に作りましたガイドラインを用いてやっておりますので、少なくとも、先ほどから暫定版と言っておりますが、この暫定版を用いてスライドはさせるというところは担保させていただいております。

○稲生専門委員　ただ、９３／１１９、今、私は初めて拝見したのですけれども、令和７年度は、確かにおっしゃるように、インフレスライドはこういう形で実施されましたというのは分かるものの、どういった基準で実際に増額されたのか、例えば、計算式であるとか、その点についての記載がなくて、単に増加傾向であるということだけでは、応募される方からすれば、やはり検討するのは難しいのではないかな。であれば、例えば、暫定版の基準がこういう形で、それと類似する形でインフレスライドに関してはこういう計算式で、増額額というのでしょうか、これが１３４万１，０００円に落ち着きましたといったところまで明確に記載をいただかないと、なかなか応募する方たちにとっては判断がつきかねる部分もあるのかなと思えるのですけれども、この点はいかがでしょうか。もうちょっと細かく記載は難しいでしょうか。

○平井課長　ここには記載していませんけれども、９６／１１９ページの注２のところに「希望があった場合に閲覧又は提供することが可能である」と記載させていただいておりまして、その運用マニュアルの暫定版の中には、こういう数式をもって計算しますよということも書かせていただいております。なので、これを見ますと、ここでは参考として一番上に、工事のほうのマニュアルを載せておりますけれども、これと同等の数式とかが載っておりますので、そこは業者も、こういう式をもってはじき出すのだなということは理解していただけるというふうに考えております。

○稲生専門委員　御説明いただいて、内容に関して、あるいは、計算に関しては、たどり着けるということ自体は分かりました。

私ばかり質問してもあれでございますので、私からは以上とさせていただきます。あり

がとうございました。

○中川主査　ありがとうございます。

ほかに御質問、御意見のある委員はいらっしゃいますでしょうか。

石田委員、お願いいたします。

○石田副主査　稲生先生の質問にかぶせるような形で、もしかしたら私、最新版を更新してないかもしれないので、間違いがあるかもしれませんが教えてください。

９３／１１９の令和７年度のインフレスライドの金額は、当初は６，１００万円で、最終額が６，２３４万１，０００円という理解でよろしいですか。

○拝根係長　はい。その理解でよろしいです。

○石田副主査　そうすると、資料のＡ－４の金額と合わない気がするのですけれども、それは、齟齬はないですか。それとも、私の何か勘違いでしょうか。

資料Ａ－４だと、第２回インフレスライドですか、第１回インフレスライド、両方とも、この６２３４１にはなってないのですけれども。

○拝根係長　すみません。９３ページに記載の金額は税抜き金額になっておりまして、資料４に書いているものは税込みというところはあるのですが、すみません、こちらは、もう一度細かいところは確認させてください。

○石田副主査　はい。お願いします。

こちらも、資料Ａ－４は、「契約金額（税抜）」になっていますので、齟齬がないのかどうか。あともう一つ、パブリックコメントを拝見すると、パブリックコメントの３番の方は「インフレスライド条項等の適用基準・手続きを契約書および実施要項に明確に位置付けてください」ということで、過年度はインフレスライドを適用したということが、９３／１１９と９６で分かって、具体の数値も希望すれば分かるということなのですが、今年度もインフレスライドは必ず、必ずというか適用になるということは、実施要項のどこを読めば分かるのでしょうか。

多分、パブリックコメントでは、そこを実施要項に書いてくださいということだと思うのですが、その回答は、実施要項には書きません原案どおりです、ということなので、この９３と９６以外の実施要項の本文の中に、どこを見れば、この契約は請負契約なので、インフレスライド条項の適用になる予定である、あるいは、適用になるというのを読むことができるのか、教えていただきたくお願いします。

○拝根係長　はい。空港技術課、拝根のほうから回答します。

インフレスライド条項については、こちら契約的なお話というところもあって、このインフレスライド条項が適用になるのかというところの確認というのは、標準契約書のほうで記載されているところでありまして、そういったところから確認されるところでもあるので、今回実施要項のほうには、この内容というのは記載していなかったところです。

○石田副主査　すみません、分からないので教えていただきたいのですが、標準契約書というのは、入札にこれから参加する方も当然見ることができるものでしょうか。

○拝根係長　はい。国交省のホームページ等に、契約書のひな形というものが公開されておりますので、そういったところから確認は可能です。

○石田副主査　すると、応札する方は、この契約は標準契約書に基づくものであるから、必ずインフレスライドの条項の適用を受けるものだというのは容易に分かるという理解でいいですか。

○拝根係長　はい。そういう認識でおります。

○石田副主査　容易に。

○拝根係長　また、入札公告等が始まった際に、資料をダウンロードされるところもあると思うのですが、そういった入札説明書等の中で、そういった契約書というのも、たしか同様に配布されていたと思いますので、そういったところで確認することは可能です。

○石田副主査　分かりました。確認、きちんと契約に非常にたけている方は、インフレスライドの適用になるということが分かるけれども、今回初めて入札に参加しようという方も分かるのかなということについては、私は素人なので危惧するのですが、だったら、実施要項に書いてもいいのではないかと思うのですが、それは書けないということなのですか。

○拝根係長　その辺は検討の上､記載についてはまた検討させていただけないでしょうか。

○石田副主査　ありがとうございます。よろしくお願いします。

それと全く別件なのですが、１８／１１９のところに、今までは、紙の入札方式だったのだけれども、今回からは電子調達システムにより開札を行うことになったということですよね。そのときに、とても親切丁寧に、今回から電子調達にするのだけれども、紙でしかできない人の取組というか、やらなくてはいけないようなことが、１８ページにすごくたくさん書いてあるのですが、これは必要なのかなという。もう電子調達システムにするのだと言ったら、もうそれだけでいいような気がするのですけど、という感想を持ちましたということです。

以上です。

○拝根係長　ありがとうございます。

○中川主査　ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問のある委員はいらっしゃいますか。

尾花委員、お願いいたします。

○尾花専門委員　２点教えてください。

１点目は、１５ページ。実施要項（案）の１５ページに（１１）①、入札するために必要な業務実績を求めておられるのですが、現状、１者しか手を挙げていただいていないマーケットの中、この業務実績で手を挙げてくれそうな業者が、市場に何者ぐらいいると推測されているかということをまず１点目教えてください。

○拝根係長　御質問ありがとうございます。

入札候補になり得る方というところなのですけれども、第１期のほうでもあったのですが、もう既に３者ほど、なり得る方というのは既に資料を取りに来られていて、また、既に入札もされていて、前回は２者入札されているところというのもありましたので、そういったところから、複数者というのは可能だろうというところは見込みがついているところになっています。

○尾花専門委員　分かりました。そうであれば、この業務実績自体が入札の障害にはなってないというふうに理解されているということでいいですか。

○拝根係長　はい。その認識です。

○尾花専門委員　ありがとうございます。

では、２点目です。２点目、パブリックコメントにセキュリティーは大丈夫でしょうかという御質問があったと思うのです。それに対して、国交省として、回答する方法としては、契約書の条文上、こういう条文があるので、怪しいと思ったらすぐ解除できますよというような御説明ができると国民は安心すると思うのですが、どういう契約書条項に基づいて、怪しい人が入ってきた場合に実施要項ではねることができ、かつ、契約書上、解除することができるかという整理はされていますか。実施要項を見る限りにおいては、あまりそういった条項はなかったように思うのですが。

○拝根係長　セキュリティーといいますか、入札に入ってこられる方々の、どういった方々が入るかという確認については、この入札公告のタイミングで、少々お待ちください。警察庁のほうに確認を取るような、すみません、正式名称が出てこないのですが、暴力団員

の立ち位置であるだとか、そういったところも含めて、警察庁のほうに確認を取ることとしておりまして、そういったところから、ちょっと社会上そぐわない方々の参加というのは、そこで確認できることとなっております。

○尾花専門委員　はい。資格要件のところにも入っているというのは承知していて、主として、それは暴力団とかだけなので、このセキュリティーを心配している方には、海外からのサイバー攻撃等を手伝うような、よくない人が入ってきた場合、第１段階では、応札の段階で落とすというのが一つだと思うのですが、実際に契約が始まった場合に、どういう武器を御省が持っているのかなということを書くと、国民は安心するのかなと思って聞きました。

例えば、１．１．２なので、１５ページかな。実施要項の１５は、１５ページの、さっき言ったところの実績要項の下です。②で、業務責任者自体は直接な雇用が必要ですとか、資格を求めていらっしゃるわけですが、ほかの何かセキュリティーをすごく気にするようなところの実施要項なんかを見ますと、その業務責任者の履歴書とか、業務実績とかを事前に発注者に見せて承認を取ることみたいな条項を入れているのもあるのですね、セキュリティーをすごく気にするようなところは。そしてさらに、国交省のほうで、この人が気に入らないと思ったら、合理的な理由を示して交代を命ずることができるみたいな条項を入れているところもあるのです。

それは、私自体がこの性能評価センターのセキュリティーの度合いとか、委託する業務の重要性とかが分からないので、そこまでやる必要があるかどうかは判断できないのですが、セキュリティーについてすごく気にするような業務だと、働く人の履歴書を事前に全部、例えば性能評価センターに入っていい人の履歴書を全部提出させて、センターの承認を得るとか、さっき言ったように、センターには交代権があるみたいなのを書くことによって、事務的にちょっと望ましくなさそうな人を事前に切るというような武器を用い、かつ、それでも何かすごく怪しいことが起こったときには、契約解除みたいなのがすぐできるような、それでヒットできそうな条項を入れたりするのです。

なので、この条項に何か、本件の契約でそういうのはあるのかなと思ったというのが質問です。もしそれがあるとすると、そのパブリックコメントで、当然そのパブリックコメントの人が言っているように、外国人にやらせては駄目だとか、そういうことは、国交省としては言えないけれども、期中、問題が発生したときには、ちゃんと自分たちには防御手段があるのですということを言うと国民は安心するかなと思いまして、何かそういった

検討、もしくは既にされているのであれば、その状況を教えてください。
○拝根係長　御質問ありがとうございます。
　今お話しいただいた中で、業務をする上で、こういったセキュリティーの話でいくと、性能評価センターは一般の方々が入れないところになっていまして、また、その業務において入る際も、そのセンターの規程において、保安規程等ありまして、入る方の人物の確認、履歴書等もそうなのですが、そういったところの申請を踏まえて、確認、承認を得た上で入ることができるようになっています。そういったところで、この人物の確認をされている体制というのはありますというのが一つと、もう一つ、契約解除等のお話なのですけれども、そういったところのお話というのは、契約書の条項に記載されている部分がありまして、すみません、どこまでの内容というか、何かいけないことをしたら、契約を解除できるかというところの深度というか、そういうところはあるのですけれども、そういった契約解除のお話については、条項でも記載されているところでありますので、そういった体制というのはありますといった回答になります。
○尾花専門委員　はい、分かりました。センター内に入る方及び、本件は鍵も預けるという業務だと聞いているので、そこについては、中に入る人について、きちんと事前にチェックして、保安規程を満たさない人は入室できないという仕組みになっているから大丈夫ですという御回答になりますね。
○拝根係長　はい。そのとおりです。
○尾花専門委員　そこは、どこか実施要項とかに書いてありますか。当然なのかもしれないのですが、書いてもいいかなと思います。
　国交省の契約の標準を拝見して、解除権が発生する事由なんかを見ていますと、不正または不誠実な行為をしたと認められるときというのが当たるのかなとは思うのですが、もし本件すごくセキュリティーが大事なのであれば、ここの解除権の条項のところに、キャッチオール的な一般的な条項ではなく、変えてもいいかもしれないですという意見だけを申し上げたいと思います。
○拝根係長　ありがとうございます。
○中川主査　ほかに御意見、御質問のある委員はいらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。
　それでは、事務局から何か確認すべきことがあればお願いいたします。
○事務局　事務局でございます。

石田委員から御指摘のありました資料Ａ－４と別紙－７の７年度の金額が異なる理由については、国土交通省のほうで整理して回答させていただきたいと思います。それから、石田委員から御指摘のございましたインフレスライド条項が適用されることが容易に分かるように実施要項に何か記載をしたほうがいいのではないかという部分については、実施機関、国土交通省と検討したいと思います。

それと、尾花委員のほうから御指摘のございました性能評価センターのセキュリティーについて、立入りの許可について検査している旨を実施要項に記載してはどうかについても国土交通省と検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○中川主査　それでは、本日の審議を踏まえ、国土交通省におきまして、引き続き御検討いただき、事務局を通して各委員が確認した後に手続を進めるようにお願いいたします。

本日はありがとうございました。

○平井課長　ありがとうございました。

○拝根係長　ありがとうございました。

○事務局　事務局でございます。

国土交通省様、御審議は以上となりますので、退出ボタンを押して御退出されてください。本日はありがとうございました。

（国土交通省　退室）

―― 了 ――